

群馬県国土利用計画審議会の開催について

群馬県土地利用基本計画の変更について審議するため、次のとおり開催いたします。

- 1 日 時 令和5年12月20日（水） 午後2時00分から
- 2 場 所 群馬県庁29階 291会議室
- 3 審議事項 (1) 議案：群馬県土地利用基本計画の変更について
・農業地域の縮小 3件（伊勢崎市3件）
(2) 報告：今後の森林地域の変更予定について
- 4 会議の傍聴 会議は公開で行い、傍聴可能人数は5人（先着順）です。
- 5 傍聴手続き 審議会当日、受付にて、傍聴者名簿に住所と氏名を記入

<参 考>

(1) 群馬県国土利用計画審議会

国土利用計画法第38条第1項及び群馬県国土利用計画審議会条例に基づいて設置され、知事の諮問に応じ、群馬県土地利用基本計画の変更等について審議を行います。

(2) 群馬県土地利用基本計画

- ・県の区域について適正かつ合理的な土地利用を図るために、国土利用計画法第9条の規定に基づき策定する計画です。
- ・この計画は、5万分の1の地形図に土地利用計画上の五地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）の範囲を図面表示した「計画図」と、土地利用の調整等に関する事項を文章表示した「計画書」で構成されており、今回は計画図の変更について審議を行います。